

議事日程(第2号)

令和2年3月12日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(5件)

議案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定について

議案第10号 木城町空家等対策の推進に関する条例の制定について

議案第11号 木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)

議案第9号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について

議案第19号 木城町過疎地域自立促進計画の変更について

議案第20号 土地改良事業計画の変更について

議案第21号 権利の放棄について

3) 予算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第13号 令和2年度木城町一般会計予算

議案第14号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第15号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第16号 令和2年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第17号 令和2年度木城町介護保険特別会計予算

議案第18号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 議案第23号 専決処分の承認を求めるについて(令和元年度木城町一般会計補正予  
算 第9号)

日程第4 議案第24号 副町長の選任について

日程第5 委員会付託の省略

- 日程第6 議案に対する質疑
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第9 各委員会の閉会中の調査
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案（5件）
- 議案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第10号 木城町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 議案第11号 木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 産業文教常任委員会付託議案（4件）
- 議案第9号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第19号 木城町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第20号 土地改良事業計画の変更について
- 議案第21号 権利の放棄について
- 3) 予算審査特別委員会付託議案（6件）
- 議案第13号 令和2年度木城町一般会計予算
- 議案第14号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第15号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第16号 令和2年度木城町下水道事業特別会計予算
- 議案第17号 令和2年度木城町介護保険特別会計予算
- 議案第18号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 議案第23号 専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町一般会計補正予算 第9号）
- 日程第4 議案第24号 副町長の選任について

- 日程第5 委員会付託の省略  
 日程第6 議案に対する質疑  
 日程第7 議員派遣の件  
 日程第8 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告  
 日程第9 各委員会の閉会中の調査

---

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君	議事調査係長 内野宮克俊君
書記 橋本 正枝君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	半渡 英俊君	副町長 .....	横田 学君
教育長 .....	恵利 修二君	総務財政課長 .....	中井 諒二君
会計管理者 .....	津江 邦彦君	まちづくり推進課長 .....	西田 誠司君
環境整備課長 .....	吉岡 信明君	教育課長 .....	萩原 一也君
税務課長 .....	黒木 宏樹君	福祉保健課長 .....	小野 浩司君
町民課長 .....	藤井 学君	代表監査委員 .....	桑原 正憲君

---

午前9時00分開議

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、議場内におきましては、マスクの原則着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、発言の際は、必要に応じてマスクを外しての発言もありますので、ご了承ください。

また、本日の議事日程は、議案の追加により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（神田 直人） 日程第1、各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案5件、議案第8号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第10号木城町空家等対策の推進に関する条例の制定について、議案第11号木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○総務常任委員会委員長（眞鍋 博君） 令和2年第1回木城町議会定例会において総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月6日の1日間、総務常任委員会室において、委員5名が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第8号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第10号木城町空家等対策の推進に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第11号木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第12号木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第22号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案4件、議案第9号民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第19号木城町過疎地域自立促進計画の変更について、議案第20号土地改良事業計画の変更について、議案第21号権利の放棄について、以上4件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。

委員長、黒木泰三君。7番、黒木泰三君。

○産業文教常任委員会委員長（黒木 泰三君） 令和2年3月、産業文教常任委員会の報告を行います。

産業文教常任委員会に付託されました議案は、4件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、3月6日の1日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第9号民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第19号木城町過疎地域自立促進計画の変更について、原案可決です。

次に、議案第20号土地改良事業計画の変更について、原案可決です。

次に、議案第21号権利の放棄について、原案可決です。

なお、議案第21号の権利の放棄については、次のとおり意見を付すことといたします。

一ツ瀬川土地改良事業については、基準面積の設定やこれまでの経緯から当初の事業計画に無理があったものと推察される。また、事業開始から今日まで、農業を取り巻く環境の変化や農業情勢により未施工地区の解消は停滞したと考えられる。しかしながら、老朽化した施設をそのまま放置することは一ツ瀬川土地改良区の受益者に不安を与えるとともに、公益的機能に大きな不利益を生じるおそれがあるので、早急な改善を求められる。したがって、権利の放棄によつての利益を優先することとした。ただ、貸付金の回収を断念することについては、実施事業体とそれを指導、監督する町は真摯に受けとめ、今後の事業推進に当たっていただきたい。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、予算審査特別委員会付託議案6件、議案第13号令和2年度木城町一般会計予算、議案第14号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第15号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計予算、議案第16号令和2年度木城町下水道事業特別会計予算、議案第17号令和2年度木城町介護保険特別会計予算、議案第18号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、以上6件について、予算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。6番、中武良雄君。

○予算審査特別委員会委員長（中武 良雄君） 予算審査特別委員会に付託された議案報告を行い

ます。

令和2年第1回木城町議会定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月9日、10日、11日の3日間、役場3階大集会室において、委員10名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係機関、教育委員会においては教育長、教育課長以下、農業委員会においては事務局長、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第13号令和2年度木城町一般会計予算、原案可決です。

次に、議案第14号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第15号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第16号令和2年度木城町下水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第17号令和2年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第18号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

以上で、予算審査特別委員会に付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、予算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま、予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第13号から議案第18号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第18号に至る6議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の15議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第8号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号木城町空家等対策の推進に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和2年度木城町一般会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和2年度木城町下水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和2年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号木城町過疎地域自立促進計画の変更について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号土地改良事業計画の変更について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号権利の放棄について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 諮問第1号

○議長（神田 直人） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は適任とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3. 議案第23号

## 日程第4. 議案第24号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第23号から日程第4、議案第24号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第23号及び議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第23号。議案第23号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和元年度木城町一般会計補正予算（第9号）であります。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費が必要となり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月2日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第9号）は、歳出で民生費を増額し、予備費で調整するもので、予算の総額に変更はありません。

歳出は、民生費の児童福祉費増額68万3,000円、予備費減額68万3,000円であります。

最後に、議案第24号。議案第24号は、副町長の選任についてであります。

現副町長であります横田学氏が、令和2年3月31日をもって辞職されることに伴い、後任の副町長として、島田浩二氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間です。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、承認及び同意をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

### 日程第5. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第5、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第23号から議案第24号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第24号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

### 日程第6. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第6、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第23号から議案第24号に至る議案の1議案ごとの質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第23号専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町一般会計補正予算第9号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第23号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

議案第24号副町長の選任についてを議題といたします。

議案第24号は、人事案件となっています。

ここで、本案に係る副町長、横田学君の退場を求めます。

〔副町長 横田 学君 退席〕

○議長（神田 直人） これより質疑を行います。

議案第24号に対する質疑はありませんか。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 履歴書の中にちょっとした不具合というか、ちょっとおかしいなどと思う部分があったんですけど、人格的な部分に関して町長の判断はどのようにされたのか、伺ってもよろしいですか。人格的にはわかっていません。どういう状況の人かについては不明です。町長は。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今からお願いする島田浩二氏についての情報提供につきましては、お手元の略歴等、その部分でしか私たちは正式にいただいております。

ただ、私といたしましては、県庁での幅広いキャリア、経験、知識を生かした新たな視点から

のまちづくりを期待して県庁職員からの登用をお願いをしたわけでありますので、それにふさわしい方をご推薦いただいたものと理解をしています。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第24号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

副町長、横田学君の着席を求めます。

〔副町長 横田 学君 着席〕

---

#### 日程第7. 議員派遣の件

○議長（神田 直人） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日、変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、後日、変更等があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

---

#### 日程第8. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・

## 新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（神田 直人） 日程第8、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○総務常任委員会委員長（眞鍋 博君） それでは、総務常任委員会からご報告いたします。

総務常任委員会において所管事務調査を行い、報告書を作成しましたので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

なお、報告書は、議会報告第1号として配付しております。

令和元年11月20日から21日の2日間、富山県砺波市、立山町に総務常任委員4名と関係職員2名で調査に行っていました。今回は、全国的にも後継者不足に悩んでいる民生児童委員の推薦方法や活動の取り組みなど、今後、本町においても起こり得る問題について、全国で唯一充足率100%を維持している富山県砺波市、立山町の取り組みをご報告いたします。

砺波市は、人口約4万8,000人に対し、民生児童委員、男性58名、女性46名、計104名。立山町は、人口約2万6,000人に対し、民生児童委員は、男性38名、女性40名、計78名である。

砺波市では、主に市役所のOBや病院の看護婦、PTAの役員経験者などで構成されています。担当は社会福祉課が担当しており、推薦方法としては自治振興会に推薦を依頼しています。市民への周知を図るため、広報誌作成活動などに力を入れている。

立山町においては、60代の委員が70%を占めるが、50代以下が15%あり、中には20代の女性委員も活動している。新任が55%を占め、半数以上が1期3年で交代している。担当は健康福祉課が担当しており、推薦方法は、砺波市と同じく自治振興会に推薦を依頼している。高齢福祉推進委員制度を利用し、自治会長、民生児童委員、高齢福祉推進員などで研修会を開催し、民生委員の負担軽減と担い手育成に力を入れている。

砺波市、立山町ともに、推薦方法として自治振興会、いわゆる自治会に全て依頼している。富山県では自治振興会の母体がしっかりとした地域が多く、各地区で必ず委員を選出し、選出された委員についての意見やトラブルなどは今までに発生していないそうです。新任の方についても、地域、民生児童委員協議会、行政のサポートが充実しており、若い世代が活動しやすい環境も整えている。また、立山町では、民生児童委員協議会の事務局を健康福祉課に設置して、町のかかわり強化による安心感や民生委員と接触機会が増えることにより相談しやすい環境づくり、民生委員との協働をスムーズにするなどの取り組みも行っている。

しかし、全国的には、幼児虐待から高齢者の安否確認まで自治体から期待される職の範囲も広

がり、民生委員推進のハードルも上り、加えて住民の意識の変化により、地域活動への参加が消極的となり、その影響で民生委員を推薦する自治会自体も減少しているのが現状である。

本町でも、今後の自治会のあり方、存続に向けての取り組み方などが、民生児童委員の後継者不足や今後の活動に影響を与えると考える。

また、こうした状況に対応するため、参加要件の緩和や民生委員と同様に奉仕者として無報酬で活動している人権擁護委員や保護司などを含め、社会として必要な活動を行う者に対し、特別公務員職として一定の身分保障を行うなど、制度そのもののあり方の再検討を行うことも重要だと思えます。

詳細については、編集報告書をごらんください。

以上で、報告終わります。

○議長（神田 直人） 次に、産業文教常任委員長、黒木泰三君。7番、黒木泰三君。

○産業文教常任委員会委員長（黒木 泰三君） 産業文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和元年12月17日から18日にかけて、産業文教常任委員5名と職員1名で鳥取県の智頭町役場、そして、八頭町の「隼L a b.」（ハヤブサラボ）において研修を受けております。

研修目的であります。まちづくり、人づくりの先進地事例調査であります。

研修内容を申し上げます。

智頭町におけるまちづくり、人づくりの取り組みについて報告をいたします。

智頭町は、人口6,954人、高齢化率40.44%、面積224.7キロ平方メートルの中国山脈に囲まれた93%を森林が占める山間地域です。智頭町の取り組みは平成9年から進められており、その努力が認められまして、SDGs未来都市に選定され、関係省庁から横断的な支援が受けられる数少ない自治体であります。日本1/0（ゼロイチ）むらおこし運動から地区ゼロイチ運動へ拡大し、住民が中心となった地区振興協議会が結成されました。

さらに、平成20年度には、百人委員会が設置され、ホップ・ステップ・ジャンプと飛躍的な発展をしている町です。百人委員会は、課題や政策を提案する組織で、商工観光など7つ組織があり、予算案の作成と予算交渉を行い、議会で議決されれば、住民が中心となって事業を開始する仕組みです。9年間で76の企画案が予算計上され、そのうち7事業は町事業へと発展しております。森のようちえん、智頭町木の宿場プロジェクト、ハイカラ市など、この仕組みによって生み出された事業です。そのほか、疎開保険事業、空き家バンク制度など数多くの事業で活性化を図っております。

次に、2件目の八頭町におけるまちづくり、人づくりの取り組みについて報告をいたします。

八頭町は、人口1万6,785人、高齢化率32%の中山間地域です。平成27年に民意を聴取し、若手職員政策提案プロジェクトチームの提案により八頭町総合戦略を策定しています。基

本戦略の働く場を生み出すため、空き施設を活用し、IT関係企業等と連携、地域特性を新しい価値へ創造、変革することで、中山間地域は地域特有の課題を解決している。その1つが、廃校となった旧隼小学校を活用し、地域住民が外部起業家とともに整備運営を行う、コミュニティ複合施設「隼Lab.」であります。地方創生拠点整備交付金を活用し、民間企業により運営され、ビジネスや多目的スペース、カフェなど、地域住民の拠点となっています。3階に10室ある部屋は全て企業が入り、テレワークの場所としてフル活用されています。

八頭町で最も注目したのは、地域おこし協力隊であります。24年度から受け入れを初め現在は隊員の受入状況は11名、そのうち7名は定住しています。

活動内容は、農業を中心とした地域特産物の発信、イベントの企画・運営などで町が総合的に支援を行い、また消防団の確保など集落の活性化へとつながっているようです。起業を希望する隊員には、上限で100万円を交付しております。

最後に、今回の研修はまちづくり、人づくりについて、官民共同で取り組んでいる鳥取県の2町を伺いました。将来を見据えた行政側の仕掛けと町民の考え方がマッチングし、自分たちの町は自分たちでつくっていく真剣さと、やる気、情熱が感じられる町でありました。

本町も山林と川で生かされている町であります。県道東郷西都線が全面改良されれば、松尾ダムを中心とした照葉樹林はほかの市町村をしのぐ観光資源であります。

また、白木八重牧場周辺は森林セラピーなどに活用したり、揚水発電所の上ダムまでの道路を自転車ロードレースなどのイベントにも活用できると考えております。

町民も真剣に住民自治に取り組み、例えば地域担当職員制度により町民のきずなが深まり、自分ごととしての活動が生まれれば、NPO法人も可能ではないかと考えます。

また、中心地に空き家を利用した複合施設が必要ではないかとも思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（神田 直人） 次に、議会運営委員長、原博君。10番、原博君。

○議会運営委員会委員長（原 博君） 議会運営委員会として報告することはありません。

○議長（神田 直人） 次に、議会広報編集特別委員長、中武良雄君。6番、中武良雄君。

○議会広報編集特別委員会委員長（中武 良雄君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、3月16日から4月13日にかけて、計4回の委員会を開催します。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、紙面をつくるに当たり、議会の内容等わかりやすく町民の皆様に興味を持っていただけるよう作成に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（神田 直人） 次に、新田原基地対策特別委員長、原博君。10番、原博君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（原 博君） 新田原基地対策特別委員会として報告することはありません。

○議長（神田 直人） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

---

#### 日程第9. 各委員会の閉会中の調査

○議長（神田 直人） 日程第9、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

---

○議長（神田 直人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る3月6日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき予定会期内に終了できましたことを厚くお礼を申し上げます。

これで、令和2年第1回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、本年3月31日付をもって退職されます横田副町長、中井総務財政課長、津江会計課長から発言を求められていますので、これを許します。副町長。

○副町長（横田 学君） 発言の機会をいただきありがとうございます。私ごとではありますが、このたび今月3月31日をもって副町長を退職することになりました。

去る平成30年10月26日の木城町議会臨時会におきまして、町民の代表機関である議会、議員の皆様、全員賛成の選任同意をいただいた議決の重さを考えますと、公的任期2年7カ月を残しての退職は責任放棄とも受けとめられると思いますが、臨時会での質疑、答弁でありましたとおり、町長の任期にあわせまして平成31年4月27日まではしっかりとお願いをしたいと

いうことであります。

私なりに町政の諸事情も熟慮し、実は昨年4月1日に5月31日をもっての退職申出書を提出しておりました。町長からは、今月31日での退職でご承認をいただいております。

昭和55年2月に役場に入って40年2カ月、あつという間でした。これまでに頑張ってきたこともあれば、失敗したことも数多くありましたが、多くの方々に支えられてきたからこそ今があります。

議員の皆様には、議会事務局長として、そして総務課長、副町長として、多年にわたりご指導とご助言をいただきました。今、感謝の思いでいっぱいです。

ご案内のとおり、本庁も急激な人口減少、厳しくなる財政状況の中に、これまでにないビッグプロジェクト、義務教育学校の整備事業もスタートしています。まちづくりの各種政策は、議会での議論を重ねた上で町民の皆様に対し議会、執行部ともに、より丁寧な説明が必要と考えています。

議員の皆様には、どうかこれからも職員と一緒に町民の付託に応えられるよう、さらには次の世代に責任の持てる小さくても輝き続けられる持続可能なまちづくり、そして町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりにご尽力をくださいますようお願いを申し上げます、これまでのお礼の言葉といたしたいと思っております。皆さん本当にありがとうございました。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 総務財政課長の中井でございます。今年度をもちまして定年退職をすることになりました。お時間をいただきまして、お礼の言葉を述べさせていただきます。

私は昭和57年に入庁させていただきまして、以来38年間仕事をさせていただきました。これまで来られたのも皆様のご指導、それからご協力があったからだと思っております。本当にありがとうございました。

これからは一町民の立場に戻りまして、町政の発展を願いながら協力をしていきたいと考えております。

最後になりますが、皆様のご健勝と今後ますますのご活躍を祈念いたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。長い間、ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 会計課長。

○会計管理者（津江 邦彦君） 本年3月31日をもって退職となりました会計課会計管理者会計課長の津江と申します。

私は、昭和57年4月1日に税務課徴収係を命ずということで配属になりまして、以来38年間、大きな大過もなく過ごせましたことを非常にありがたく思っております。これもひとえに皆様方のご指導とご鞭撻のたまものだと思っております。

これから4月以降は一町民として第二の人生を迎えたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（神田 直人） 次に、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症予防及び感染防止の観点から、議事日程をご変更いただきました。定例会における議案のご審議まことにありがとうございました。

今議会上程の24議案及び諮問1件、全て可決、適任、承認、同意をいただきました。厚くお礼を申し上げたいと思います。

議案審議の中で、議員各位からいただきましたご意見、ご指摘等につきましては、検証した上でこれからの町政運営執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のために、催し物及び日常生活や経済活動などにご不便及び自粛を要請いたしておりますが、何とぞご理解を賜りご協力をお願いしたいと思います。

いよいよ2020年度、令和2年度の事務事業が4月1日からスタートいたします。4月1日付の人事異動、そして先ほどご承認をいただきました島田浩二副町長を迎えて、新たな体制のもとでよりよいまちづくりを進めてまいります。議員各位のご指導、ご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、当面いたします諸行事につきましては、お手元に配付をしてございます。喫緊には3月17日木城中学校の卒業式、21日にはめばえ保育園の卒園式、25日には木城小学校の卒業式が予定をされていますが、来賓なしでの開催となっているところであります。

さらには、4月4日の城山公園の花まつり、5日の木城町戦没者慰霊祭につきましては、中止となっております。予防及び感染拡大を防止するために、あらゆる手を尽くすべき時期であることから、まことに遺憾ながら当面の間、催しもの及びイベントが規模を縮小しての開催でありますとか、延期または中止となってきております。ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

先ほどご挨拶がありましたが、改めてご報告をさせていただきたいと思います。

横田学副町長が、3月31日付をもってご勇退をされます。横田副町長には、平成26年11月1日から平成30年10月31日までの4年間、そして引き続き平成30年11月1日から現在まで副町長として、またサブトップマネジメントとして前町長及び私を補佐していただきました。

さらには職員の事務監督、公共事務の検討、政策全般にわたっての企画立案など、まちづくりに関し粉骨砕身ご尽力、ご奮闘いただきました。堅実な業績を残されております。心からお礼と感謝、そしてねぎらいを申し上げたいと思います。

職員では、総務財政課の中井諒二課長、会計課の津江邦彦課長、産業振興課の江口将生課長補佐、環境整備課の長濱優主事が、3月31日付をもって退職いたしますので、ご報告をさせていただきます。

改めまして、3月定例会ご審議まことにありがとうございました。

○議長（神田 直人） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労様でした。

午前10時03分閉会

---